

大崎市告示第 135 号

令和8年度 軽自動車税納税通知書兼領収証書の公示送達について

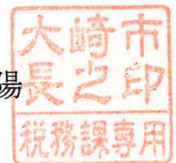
次の者は、住所等が不明のため納税通知書兼領収書を送付することができないため、地方税法第20条の2及び大崎市税条例第18条の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類を大崎市総務部税務課内に保管し、送達を受ける者が請求したときは、いつでも交付する。

以上、告示する。

令和8年8月6日

大崎市長 中 島 源 陽



記

送達を受ける者：別 紙

[illegible]